事務局長　皆様、おつかれさまです。本年もよろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また寒い中総会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日、欠席の届け出は出ておりません。

本日は、農振除外案件もあり全員招集の総会でございます。内容説明のため農業振興課からも出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。また、総会終了後の午後５時３０分から会場をグランドパレス川端に移して新春懇談会を開催いたします。時間的にあまり余裕のない日程となってございますので、皆様にはスムーズな議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第２０回大仙市農業委員会総会を開催します。（午後３時３０分　開会）

はじめに、会長からご挨拶を頂戴いたします。

細谷精悦会長　（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。 ただいまの出席者は２３名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

次に、前回１２月６日の総会から本日までの主な業務につきましてご報告させていただきます。お手元に配付しております第２０回総会までの業務報告書をご覧願います。

１２月６日に第１９回農業委員会総会を委員２１名、推進委員８名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。

それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開会します。はじめに議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、２１番、鈴木靖浩委員、２２番、茂木靖雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議　長　議案第１号の大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局長　議案第１号、大仙農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

大仙農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２の規定に基づき、大仙市長より大仙市農業委員会会長あて諮問があったので意見を求める

令和７年１月１０日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　農業振興課の説明を求めます。

農業振興課　ただ今ご紹介いただきました農業振興課の杉山と申します。日頃より市の農業施策につきましては農業委員の皆様、最適化推進委員の皆様から多大なるご理解ご協力をいただきありがとうございます。

本日農業振興課からは、私と藤本若樹主任とで議案の説明をさせていただきにまいりました。どうぞよろしくお願いします。

令和６年の農業につきましては、７月の大雨により一部ほ場に農作物被害はありましたが、水稲では高温障害により品質低下のあった前年より、JA の１等米比率が９６．５％と品質が回復し、米不足の状況から米価が大幅に増となったところであります。

この需給状況はまだまだ続くと予想されており、１２月２６日大仙市再生協議会を開催し、令和７年度の大仙市の生産の目安が設定されましたが生産の目安は５８．３％、いわゆる転作率４１．７％で、昨年より２．７ポイント緩和されることとなりました。

各方針作成者には１２月２６日に提示しており、追って皆様にもＪＡ等の方針作成者からご通知されますので、作付け計画のご参考にされますようよろしくお願いいたします。

さて、本日の議案についてでありますが、議案第１号については、大仙農業振興地域整備計画の変更であります。変更の概要といたしましては、大曲、中仙、協和、仙北、太田地域の除外案件計９件、太田地域の編入案件が１件でございます。

計画の変更にあたりましては、大変お忙しい中、地元の農業委員や農地最適化推進委員の皆様に書面及び現地確認を頂いたほか、去る１１月２０日に大仙農業振興地域整備促進協議会幹事会を開催し、編入案件については、協議会書面協議にて計画の妥当性など様々な要件に照らしあわせて協議を行ったところであり、農用地からの除外及び農振地域への編入、全ての案件についてやむを得ないものとの結論に至っております。

この後、議案第１号の各案件を説明させていただきますが、これまで口頭で説明していた各事案の検討内容がより分かりやすくなるよう、今回から新たな資料を加えております。全体概要及び各事案の詳細については、お配りした資料をもとに、藤本主任を始め各地域の担当から説明させて頂きますのでよろしくお願いいたします。

参　与　　農業振興課の藤本と申します。よろしくお願いいたします。ここからは、座ってご説明させていただきます。初めに資料の差し替えがございます。議案書と一緒に事前配布いたしました、議案第１号説明資料②の見取図・写真及び地形図の２ページ目、下部の公図に色塗りした地形図が間違っておりましたので、本日みなさまにお配りいたしましたページに差し替えとなります。大変失礼いたしました。

それでは、全体の概要についてご説明いたします。お手元の議案書１から３ページをご覧ください。

今次、令和６年度後期分の計画変更につきまして、除外案件９件、編入案件１件となっております。除外する農地は、田１２筆、畑２筆、合計面積１万５，３０５平方メートル。編入する農地は、田９筆、合計面積１万９，５１１平方メートルです。除外後の用途につきましては、資材置場及び駐車場２件、一般住宅３件、事業用施設及び車両置場１件、食品加工場１件、資材置場１件、一般住宅及び車両置場１件です。

除外にあたりまして、農地法による転用許可の見込みを踏まえた事業計画の妥当性や、除外することによる農地の集団化・効率化、担い手への利用集積、土地改良施設等の機能への影響、過去の土地改良事業等の実施状況といった除外６要件に基づき総合的に判断しております。なお、除外６要件のうち、地域計画達成への影響につきましては、令和７年１月現在、地域計画が未策定であることから今回の除外全案件について検討不要といたします。

つづいて、議案第１号の添付資料についてご説明いたします。いままでは変更要件の検討内容について口頭で説明しておりましたが、先ほど杉山課長からもお話しありましたとおり、今回から変更要件検討表を添付いたしました。案件説明の際は、総会議案書１から３ページと、右肩に議案第１号説明資料①と書かれた検討表、議案第１号説明資料②と書かれた見取図・写真及び地形図の３つの資料の各案件ページを見比べながら説明をお聞きいただければと存じます。

それでは各案件につきまして、大曲、中仙、協和、仙北、太田地域の順で担当よりご説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

参　与　　はじめに大曲地域の除外案件についてご説明申し上げます。案件番号１番です。説明資料①につきましては、１ページ、説明資料②につきましては１ページと差し替え資料をご覧ください。申出地は内小友○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートルです。申

出者は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。除外後の用途は資材置場及び駐車場です。除外６要件の検討内容につきまして、説明資料①の検討表に沿ってご説明いたします。

　第１号要件につきまして、計画会社は現在、○○○○○○○○を営んでおりますが、事業拡大に伴い既存資材置場及び従業員駐車場が不足していることから、既存工場の隣接地である当該地へ資材置場と駐車場の設置を行うため当該地を除外するものです。なお、近年、資材置場を目的として農地転用許可を取得したのち、事業完了後１か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が全国的に確認されていることから、資材置場等を目的とした恒久的な農地転用案件については計画の妥当性について検討するものとされております。本案件は既存工場敷地に囲まれた農地であり、目的外の利用の可能性は低く、恒久的に資材置場として利用することについて妥当な案件として担当農業委員より同意をいただいております。

　土地の選定にあたっては、既存敷地の隣接地であることを条件に検討しましたが、条件を満たす非農地が無かったことから、当該地を選定いたしました。農地転用許可の見込みにつきまして、当該地は概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地にある第１種農地と判断できます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３５条第５号の規定により、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものであることから、立地基準における許可要件を満たしていると判断いたしました。

　第２号要件につきまして、大仙市では現在、地域計画未策定であり、全除外案件について検討不要ですので、以降省略いたします。

　第３号要件につきまして、当該地の北側・東側・南側は既存工場敷地、西側には一団の農地が広がる端部に位置する農地で、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。

　第４号要件につきまして、第３号要件と同様に既存敷地に囲まれた農地のため、担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。

　第５号要件につきまして、農地と隣接する西側に緩衝地を設け、土砂・資材崩れを防ぐ計画であり、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。

　第６号要件につきまして、団体営ほ場整備事業等の完了から８年以上が経過しており、関係土地改良区等とは調整済みです。

参　与

　続きまして中仙地域の除外案件２件についてご説明します。案件番号５番です。説明資料①の５ページと説明資料②の９ページ、１０ページをご覧ください。申出地は、上鴬野○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートルです。申出人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。除外後の用途は、資材置場及び駐車場です。

　第１号要件について、計画会社は○○○○○を営んでおりますが、既存の資材置場が手狭であることから、当該地を資材置場に整備し、また、その一部を隣接会社に貸付し、従業員の駐車場として利用する計画です。土砂利等の事業資材及び隣接会社従業員の駐車台数を考慮した場合、規模は妥当と判断します。なお、本案件は、計画者が代表を務める会社の資材置場及び、隣接会社の従業員駐車場として利用することから、資材置場等とする目的で恒久転用することが妥当な案件として担当農業委員より同意を得ております。

　土地の選定にあたっては、既存の資材置場及び国道に近いことを条件に検討しましたが、周辺に農地以外の適当な土地はなく、やむを得ず選定したものであり妥当と判断します。農地転用許可の見込みにつきまして、当該地は概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第１種農地に該当します。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号の規定により、申請内容が住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断します。

　第３号要件について、当該地は北側に貸付会社敷地、西側・南側は市道、東側には一団の農地が広がる端部に位置する農地であり、当該変更により、分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断します。

	第４号要件について、当該地は北側・西側・南側を非農地に囲まれた端部に位置していることから、地域の担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断します。 第５号要件について、雨水は自然流下となりますが盛土後、法面保護により土砂の流出を防ぐ計画であり、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断します。 第６号要件について、国営造成土地改良施設整備事業及び県営農地集積加速化基盤整備事業完了から８年が経過しており、関係土地改良区等とは調整済みです。
参与	次に案件番号６番です。説明資料①の６ページと説明資料②の１１ページ、１２ページをご覧ください。申出地は、清水○○○○○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートルです。申出人は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんで、２人は親子です。除外後の用途は一般住宅です。 第１号要件について、計画者は現在、家族３人で県外に居住しておりますが、秋田県へのＵターンを計画しており実家への同居では手狭であることから、計画者の実家に隣接した当該地に新たに住宅を建築するものでありその規模は妥当と判断します。 土地の選定にあたっては、計画者の実家周辺を条件に検討しましたが、周辺に農地以外の適当な土地はなく、やむを得ず選定したものであり、妥当と判断します。 農地転用許可の見込みにつきまして、当該地は概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第１種農地に該当します。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３３条第４号の規定により、申請内容が住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当することから、許可要件を満たすと判断します。 第３号要件について、当該地は北側・東側は実家のある宅地、南側は市道、西側には一団の農地が広がる端部に位置する農地で、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断します。 第４号要件について、当該地は北側・東側・南側を非農地に囲まれた端部に位置していることから、地域の担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断します。 第５号要件について、上水は地下水を利用し、汚水・生活排水は合併浄化槽で処理します。また、農地と隣接する西側に緩衝地を設けることにより土砂の流出を防ぐこととしており、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断します。 第６号要件について、国営造成土地改良施設整備事業及び県営農用地集積加速化基盤整備事業完了から８年が経過しており、関係土地改良区等とは調整済みです。
参　与	続きまして協和地域の除外案件についてご説明申し上げます。案件番号７番です。説明資料①につきましては、７ページ、説明資料②につきましては１３、１４ページをご覧ください。申出地は、協和稲沢○○○○○○○○○、地目は畑、面積○○○平方メートルです。申出者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。除外後の用途は食品加工場です。 第１号要件につきまして、計画会社は現在、○○○○○を営んでおりますが、事業拡大に伴い既存の加工場が手狭となったことから、既存敷地の隣接地である当該地へ漬物の漬け込みのための加工場を設置するため当該地を除外するものです。 土地の選定にあたっては、既存敷地の隣接地であること、既存施設と新施設間の搬出入が容易な位置であることを条件に検討しましたが、条件を満たす非農地が無かったことから、当該地を選定いたしました。 農地転用許可の見込みにつきまして、当該地は、概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地にある第１種農地と判断できます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３５条第５号の規定により、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の２分の１を超えないものであることから、立地基準における許可要件を満たしていると判断いたしました。 第３号要件につきまして、当該地の東側は既存工場敷地及び林地等、北側は市道、西側は原

野、南側は畑がある端部に位置する農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく、農地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。
第４号要件につきまして、第３号要件と同様に既存敷地に囲まれた農地のため、担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。
第５号要件につきまして、雨水は自然流下とし、申請地への給排水は発生しない計画であり、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。
第６号要件につきまして、当該地では土地改良事業等は実施されておらず検討不要です。

参　与　　仙北支所農林建設課の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。ここからは、座ってご説明させていただきます。仙北地域の除外案件１件についてご説明いたします。案件番号８番です。説明資料①につきましては８ページ、説明資料②につきましては１５、１６ページをご覧ください。申し出地は、大仙市橋本〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートルです。申出人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんですが、申請後の１１月８日に死亡し、相続予定人である息子の〇〇〇〇さんに、自分が相続する旨の確認しております。計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。除外後の用途は 資材置場です。
農振除外６要件の検討内容につきまして、説明資料①の検討表に沿ってご説明いたします。
第１号要件につきまして、計画者は〇〇〇〇〇を営んでいますが、現在の倉庫兼作業場敷地が手狭になり業務拡張に伴い建築用資材を置く場所が必要なことから、隣接する当該地に資材置場の設置を行うため、当該地を除外するものです。建築用柱材、梁材等の長さ及び数量、また資材の移動、運搬等を考慮し規模は妥当と判断します。なお、近年資材置場を目的として農地転用許可を取得したのち、事業完了後１ヶ月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されていることから、資材置場等目的での恒久的な農地転用案件については計画の妥当性について検討するものとされております。本案件は既存の倉庫兼作業場に隣接した農地であり、目的外の利用の可能性は低く、恒久的に資材置場として利用することについて妥当な案件として、担当農業委員より同意を得ております。
土地の選定にあたっては、他に適地がなく、現在使用の倉庫兼作業場の隣接地である当該申請地を選定したものです。農地転用許可の見込みにつきまして、当該地は概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地と考えられることから、第１種農地と判断できます。第１種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第３５条第５号の規定により、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の２分の１を超えないものであることから、立地基準における許可要件を満たしていると判断いたしました。
第２号要件につきましては、大仙市では現在、地域計画未策定のため、全除外案件について検討不要ですので以降省略いたします。
第３号要件につきまして、当該地は集落に接続した農地であり、東側は宅地、北側、西側は農地、南側は計画者の倉庫兼作業場が隣接する土地で、当該変更により分断・孤立する農地もなく、農地の集団化等に影響を及ぼす恐れはないと判断します。
第４号要件につきまして、当該地は第３号要件と同様に計画者の倉庫兼作業場が隣接している宅地と農地に囲まれた農地であり、地域の担い手等がこの農地を利用した農用地の利用集積を行う見込みはなく、農地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと判断いたします。
第５号要件につきまして、雨水は自然流下となります。また、緩衝地を設け土砂の流出が生じないよう法面を保護することとしており、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。
第６号要件につきまして、土地改良事業等については国営造成土地改良施設整備事業が平成１０年度から平成１４年度に終了、事業完了後８年が経過しており関係土地改良区とは調整済みです。

参　与　　続きまして太田地域の案件についてご説明いたします。案件番号９番です。説明資料①につきましては9ページ、説明資料②につきましては１７、１８ページをご覧ください。申出地は太田町横沢〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。申出者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、

○○○○さん。計画者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○さんです。除外後の用途は一般住宅および車両置場です。

第１号要件につきまして、計画者は現在、自身が取締役を務める○○○○○○○の店舗内にある生活スペースに妻子とともに居住しておりますが、プライベートに難があることと老朽化が進んでいることから、かねてから住宅の新築を希望しておりました。また、会社の事業拡大に伴い既存○○○○置場が手狭となったことから、会社に近接する当該地へ一般住宅と会社車両置場を設置するため当該地を農用地区域から除外するものです。

土地の選定にあたっては、販売店舗周辺であることを条件に検討しましたが条件を満たす非農地がなかったことから、やむを得ず当該地を選定しました。農地転用許可の見込みにつきまして、当該地は概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地にある第１種農地と判断できます。第１種農地は原則許可できませんが、案件番号２番等と同様に、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、立地基準における許可要件を満たしていると判断いたしました。

第３号要件につきまして、当該地の東側は宅地、南側は市道を挟み自身の会社敷地、西側及び北側には一団の農地が広がる端部に位置する農地であり、当該変更により分断、孤立する農地もなく農用地の集団化等に影響を及ぼすおそれはないと判断いたします。

第４号要件につきまして、当該地は東側、南側に非農地がある端部に位置する農地であり計画に必要な部分を分筆し転用する計画であることから、地域の担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。

第５号要件につきまして、雨水は自然流下とし、汚水、生活排水は合併浄化槽で処理するほか、農地との境界にはＬ型擁壁を施工し土砂の流失を防ぐ計画です。また、当該地北側の田への導水を確保するため水路を敷設する予定であり、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれはないと判断いたします。

第６号要件につきまして、国営造成土地改良施設整備事業等の完了から８年以上が経過しており関係土地改良区等とは調整済みです。

参　与　　次に案件番号１０番の編入案件です。説明資料①は１０ページ、説明資料②は１９、２０ページをご覧ください。申出地は太田町東今泉○○○○○○○、外、８筆、地目は全て田、合計面積は１万９，５１１平方メートルです。計画者は、秋田市山王４丁目１－１、秋田県です。当該地は、大台地区（受益面積２１２ヘクタール）の農地中間管理機構関連農地整備事業（令和８年着手予定）の区域として編入するものでございます。

以上、全１０案件について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、農業振興課の職員が退席いたしますので暫時休憩します。

（午後4時15分　休憩）

議　長　　議案第２号の農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

（午後4時20分　再開）

事務局長　　議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について

農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める

令和７年１月１０日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　８ページ、４番をご説明いたします。農地の所在は、豊川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。新規の使用貸借権の設定です。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７０歳です。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、４０歳です。貸付人と借受人は親子です。
　申請理由としまして、〇〇〇〇〇さんは現在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で研修しており、令和７年度から経営開始資金の給付を受けて新規就農予定です。営農するにあたり父の所有する農地を使用貸借契約するもので、設定期間は１０年です。当該農地にはスイカを作付する計画です。

参　与　　８ページ、６番をご覧ください。農地の所在は、協和小種〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。当該農地の共有持分４分の１を贈与する所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６６歳。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、７８歳です。
　申請理由といたしまして、譲渡人の〇〇さんが父から相続した当該農地の共有持分４分の１を手放すことを希望し、残りの共有持分４分の３の所有者である譲受人の〇〇さんへ共有持分を贈与するものです。

参　与　　続きまして９ページ、７番をご説明いたします。農地の所在は、太田町斉内〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積は〇〇〇平方メートル、１筆です。贈与による所有権移転です。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７８歳です。譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、５０歳です。譲渡人と譲受人は親子になります。
　申請理由といたしまして、当該農地は譲受人の〇〇〇さん世帯の宅地の隣接にあり、譲渡人の〇〇さんは自宅から距離がある農地で耕作不便であることから、〇〇〇さんへ贈与するものです。なお、申請農地は家庭菜園として利用する予定です。

事務局長　　議案第２号につきましては、ただいま説明いたしました３件の外に有償所有権移転１件、無償所有権移転１件、使用貸借権設定の新規１件、更新１件がございます。
　１０ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので結果許可要件を満たしているものと考えます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
　　（なしの声）

議　長　　質疑無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局長　議案第３号、農地転用事業計画変更承認申請について
農地法第５条の規定により、農地転用事業計画の変更承認申請があったので審議を求める

令和７年１月１０日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　１１ページをご覧ください。農地の所在は、大曲船場町１丁目〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１筆、合計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。使用貸借による一時転用の設定期間変更です。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
申請理由といたしまして、借受人である〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇発注の建設工事に伴う仮設現場事務所及び車両置場に対する農地法第５条の一時転用申請の際、令和年６年１２月２６日までの期間で許可を受けていましたが、工期延長に伴い使用期間を令和７年３月３１日まで変更するものです。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、議案第3号の農地転用事業計画変更承認申請については、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、議案第４号の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局長　議案第４号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の改訂に伴い、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める

令和７年１月１０日　提出
大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　議案第４号、案件１６番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　１８ページの１６番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、高関上郷〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、１筆です。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、８１歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６９歳です。設定期間は５年間、賃借料は１０アール当たり○○○○○○○円です。
　この案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員入場）

議　長　　次に、議案第４号の案件１７番から２０番までを議題とします。事務局の説明を求めます。
本案件は、○○番、○○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　１８ページ、１７番から２１ページ２１番までは関連がありますので、一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、神宮寺○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７７歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○、○○○さんです。設定期間は５年。賃借料は１０アール当たり○○円です。
　申出理由といたしまして、当該農地は宮田福島地区ほ場整備区域内となっており耕作の効率化のため、これまで耕作していた法人と合意解約し近隣を耕作する○○が借受けるものです。

参　与　　続きまして１８番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、神宮寺○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○さん、５６歳です。利用権の設定を受ける方は、１７番と同じ○○○○○○です。設定期間は５年、賃借料は、１０アール当たり○○○○○円です。
　申出理由といたしまして、兼業農家である○○さんは仕事が多忙となり経営規模縮小を考え、近くの農地を耕作する○○に耕作をお願いしたところ借受に応じてくれたものです。

参　与　　次に、１９番と２０番をご説明いたします。利用権を設定する農地は、神宮寺○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、外、田２３筆、計２４筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、９５歳、外１名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○です。設定期間はいずれも５年、賃借料は、１９番が１０アール当たり○○○○○円、２０番が１０アール当たり○○円です。
　ただいま説明いたしました案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えられます。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員入場）

議　長　　議案第４号の案件２１番を議題とします。本案件は、○番、○○○○委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により○○委員の退席を求めます。
（○○委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　２１ページ、２１番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、外、田７筆、計８筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７１歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。設定期間は、他の契約と終期を合わせるため２年３ヶ月。賃借料は１０アール当たり○○○○○円です。
申出理由といたしまして、所有者の○○○さんは高齢となってきたことから農業を続けることが難しく、近くの方に耕作をお願いしたいと考えていました。今回、近くで耕作している○○委員にその旨を相談し、借り受けに応じてくれたものです。なお、○○○の２筆は不整形でほ場条件が悪いため、賃借料が低く設定されております。この案件は改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員入場）

議　長　　次に、議案第４号の案件１番から１５番、２２番から１０４番までを議題とします。事務局の説明を求めます。

参　与　　１２ページから１３ページの３番から５番について、関連がありますので一括してご説明いたします。所有権を移転する農地は、３番が、大曲西根○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、持分１００分の２７。４番が、大曲西根○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル。５番が、大曲西根○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、持分

１００分の６１です。所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７６歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６９歳です。売買価格は、３筆合わせて総額○○円。１０アール当たりに割り返すと、それぞれ約○○○○○○○○円、○○○○○○○○円、○○○○○○○○円となります。

申し出理由として、○○さん所有の農地の大部分を昨年１２月の総会で○○○さんに売り渡しましたが、当該農地が残っておりました。今般、両者で話がまとまり売買に至ったものです。売買価格が低く設定されておりますが、これは合作地になっていることや共有地であること、水利の関係など条件が悪いためです。

参　与　　１４ページ、９番についてご説明いたします。所有権を移転する農地は、円行寺○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、外、畑１筆、計２筆、合計面積は○○○○○平方メートルです。所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７６歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、５２歳です。売買価格は総額○○○円。１０アール当たりに割り返しますと約○○○○○○○○円です。

申出理由といたしまして、所有者の○○○○○さんは高齢で農地の処分を考えており、息子も今後耕作する予定がないことから、これまで耕作をお願いしていた○○○○○さんに相談し売買に至ったものです。売買価格が低く設定されておりますが、これまで耕作してもらっていたことや、安くても構わないというときさんの意向によるものです。

参　与　　１７ページ、１５番についてご説明いたします。はじめに所有権を移転する者の住所が、○○○○○○○○○○○○○○○○となっておりますが、○○○○○に訂正をお願いいたします。所有権を移転する農地は、太田町小神成○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、１筆です。所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６３歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６９歳です。売買価格は、１０アール当たり○○○円、総額○○○○○○○○○○円です。

申出理由といたしまして、当該農地は令和３年からこれまで○○○○○○○○○○○○○○○○に耕作してもらっておりましたが、このたび法人側の経営不振に伴う経営縮小のため理事から借り受けている農地以外は解約する申し出があり、これを機会に隣接耕作者の○○さんに売却を依頼したところこれに応じてくれたものであります。

参　与　　２３ページ、２５番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、戸蒔○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、外、田４筆、計５筆、合計面積○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７８歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○さんです。設定期間は２年。使用貸借です。

申出理由として、同法人は規模拡大のため当該農地の周辺を一括して借り受ける予定で、大部分は中間管理事業で賃貸借契約を結ぶこととしています。当該農地については借受予定の他の農地に比べて荒れていることから、ひとまず今回の条件で借り受け、耕作状況が安定した際に改めて条件を決めて契約を結ぶ予定にしております。

参　与　　３９ページから４１ページ、５０番についてご説明いたします。農地の所在は、土川○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田１８筆、計１９筆、合計面積は○○○○○○○○平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７３歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、７５歳です。設定期間は３年。使用貸借です。

申出理由といたしまして、当該農地は過去に他の方と利用権設定しておりましたが、耕作不便による解約の申し出が続いたことから、○○さんに相談があり応じてくれたものです。水利費等を請け負ってもらえるなら賃借料はいらないという○○さんの意向により使用貸借となっ

ております。

参　与　　５２ページ、７２番から５３ページ７５番までは関連がありますので一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、豊岡○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートル、外、田８筆、計９筆、合計面積○○○○○○○○平方メートルです。利用権設定期間の満了に伴う更新です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６４歳、外３名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。設定期間はいずれも３年。賃借料は１０アール当たり○○○○○○円、○○○○○○円と差がありますが、これは耕作条件の違いによるものです。

申出理由といたしまして、農地を借り受ける○○○○○○○○は、今後、事業採択が予定される豊岡南部ほ場整備事業の受け手として令和５年３月に設立された法人です。それに伴い、令和６年２月総会でほ場整備区域内である当該農地を１年間の賃貸借契約しておりました。ほ場整備区域内の農地は、事業採択前に中間管理事業に切りかえる必要があることから、今回は３年で設定するものです。

参　与　　５６ページ、５７ページ、８１番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田１５筆、計１６筆、合計面積○○○○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、６６歳、外１名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７１歳です。設定期間は5年。賃借料は、１０アール当たり○○○○○○円です。本案件は令和6年１２月総会にて所有者死亡により取り下げとなった案件の再申出です。

申出理由といたしまして、所有者は以前別の方に耕作を依頼しておりましたが、耕作者が亡くなったため、近隣を耕作する○○さんに相談したところ借受に応じてくれたものです。

参　与　　６１ページ、６２ページ、８９番から９１番について、設定を受ける方が同一ですので一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、南外○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、６５歳、外３名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４８歳です。設定期間は5年。賃借料は１０アール当たり○○○○○円です。

申出理由といたしまして、当該農地はこれまで○○さんの父親が耕作しておりましたが、高齢になったことから経営を息子に移譲したいという意向により、契約期間の満了に伴って新たに○○さんが借り受けるものです。なお、賃借料が低く設定されておりますが、当該農地は狭小かつ不整形でほ場条件が悪いことから前回もこの契約内容となっておりそれを引き継いで新規契約するものです。

参　与　　７１ページ、１０２番、１０３番は関連がありますので一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、太田町小神成○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７３歳、外１名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、４６歳です。設定期間はそれぞれ３年、１０年で、賃借料はそれぞれ１０アール当たり○○○○○○○○円、○○○○○○○○円です。

申出理由といたしまして、当該農地はこれまで○○○○○○○○○○○○○○○○が耕作しておりましたが、経営縮小のため借り受けている農地を解約し、地域の個人担い手である○○さんに利用権設定を行うものです。○○さんの経営面積は１４．５アールと記載されていますが、この利用権設定の案件の外、農地中間管理事業での借受面積も含め２ヘクタール以上の経営面積となることから、強化法での利用権設定の案件としたものです。また、○○さんが実際経営している面積は大部分が基幹３作業受委託によるもので、４．６ヘクタールを経営する専業農家

です。

事務局長　その他の案件についてご説明させていただきます。議案第４号につきましては、ただいま説明いたしました１７件の外に、所有権移転１０件、賃貸借権設定の新規４０件、更新３１件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き１０アール当たり田で〇〇〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　次に、議案第５号の農用地利用集積等促進計画案の承認についてを議題とします。

事務局長　議案第５号、農用地利用集積等促進計画案の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条、及び第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和７年１月１０日　提出

大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　議案第５号の案件２番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。

（〇〇委員　退席）

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与　７４ページ、２番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、大曲西根〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田４筆、計５筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６０歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７０歳です。設定期間は１０年。賃借料は１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円です。

申出理由として、当該農地は現在、〇〇さんが自ら耕作しておりますが、労力不足により農業を続けることが難しくなってきたため、近隣を耕作する〇〇さんに相談して農地を貸し付けることになったものです。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員入場）

議　長　　議案第５号の案件３番から６番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　７４ページ３番から７９ページ６番を一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、上鴬野〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートル、外、田４７筆、計４８筆、合計面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。３番が農地中間管理事業による新規の利用権設定、４番から６番が再設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６５歳、外３名です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。いずれの案件も、設定期間は１０年で、１０アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇〇〇円です。
新規の利用権設定である３番の申出理由といたしまして、〇〇さんは当該農地を相続しましたが、自身は市外在住で耕作することができないことから近隣を耕作する〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に相談したところ耕作に応じてくれたものです。この案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
（〇〇委員入場）

議　長　　議案第５号の案件７番を議題とします。本案件は、〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
（〇〇委員　退席）

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　７９ページ、７番をご覧ください。利用権を設定する農地は、協和下淀川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１７筆、畑１筆、計１９筆、合計面積は〇〇〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７２歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。設定期間は、法人が持つ他の契約と終期を合わせて１年１１ヶ月、賃借料は１０アール当たり〇〇円です。
　申出理由といたしまして、〇〇さんは高齢となり今年度で農業を引退したため、近隣を耕作している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に貸し付けることになったものです。この案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　　(なしの声)

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
　　(賛成者挙手)

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
　〇番、〇〇委員の入場を求めます。
　　(〇〇委員入場)

議　長　　議案第５号の案件８番、９番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
　　(〇〇委員　退席)

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与　　８１ページ８番、８２ページ９番は関連がありますので一括でご説明いたします。利用権を設定する農地は、太田町駒場〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１２筆、計１３筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん７４歳と、同住所の〇〇〇〇さん４５歳。２人は親子です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、４３歳です。設定期間はいずれも１０年。賃借料はいずれも１０アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円です。
　申出理由は、〇〇さんがこれまで兼業でやってきましたが高齢となり離農を希望し、〇〇さんに利用権設定を行うものです。この案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
　　(なしの声)

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。
　本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
　　(賛成者挙手)

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
○○番、○○委員の入場を求めます。
（○○委員入場）

議　長　　次に、議案第５号の案件１番、１０番から１５４番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与　　７３ページ、１番についてご説明いたします。所有権を移転する農地は、大沢郷宿○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積は○○○○○平方メートルです。所有権を移転する方は、公益社団法人秋田県農業公社です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○さんです。売買価格は総額○○○○○○○○○円、１０アール当たりに割り返しますと、約○○○○○○○○○円です。
申出理由といたしまして、農地売買支援事業による一時貸付型で４耕作が終了したことにより、公益社団法人 秋田県農業公社から買い受けるものです。

参　与　　９５ページから９７ページの３５番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、内小友○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田２７筆、計２８筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を活用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４８歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。設定期間は１０年。使用貸借です。
申出理由として、○○さんは農地の集約化を目指している○○○○○○○○○○に自作地を貸し出すものです。自らが同法人の構成員となっているため、使用貸借となっています。

参　与　　１１７ページ５３番についてご説明いたします。農地の所在は、大沢郷宿○○○○○○○、地目は田、面積が○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積は○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を活用した利用権設定の期間満了による再設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、５９歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７３歳です。設定期間は１０年で、賃借料は１０アール当たり○○○○○円となっております。
申出理由といたしまして、耕作条件があまり良くないことや面積が小さいなどの理由から、前回契約時に引き続き１０アール当たり○○○○○円で再設定するものです。

参　与　　１１８ページ、５５番についてご説明いたします。農地の所在は、土川○○○○○○○、地目は田、面積は○○○○○平方メートル、外、田２筆、計３筆、合計面積は○○○○○平方メートルです。農地中間管理機構を活用した期間満了による再設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、５０歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から先ほどの農地を借り受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、６８歳です。設定期間は１０年で、賃借料は１０アール当たり○○○○○円となっております。
申出理由といたしまして、山間部にあり耕作条件があまり良くないことから、前回契約時に引き続き１０アール当たり○○○○○円で再設定するものです。

参　与　　１３２ページ、７２番についてご説明いたします。利用権を設定する農地は、北楢岡○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積○○

○○○○○平方メートル です。農地中間管理機構を利用した新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、７５歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７３歳です。設定期間は他の契約と終期を合わせるため、６年４ヶ月、賃借料は１０アール当たり○○○○○円です。

申出理由といたしまして、当該農地はこれまで相対契約で賃貸借していましたが、借受人の○○さんから農地中間管理機構を利用して再契約したいとの申し出がありました。賃借料は相対契約では１０アール当たり○○円でしたが、この度の契約で土地改良区償還金１０アール当たり○○○○○円を○○さんが負担することになったため、○○円から○○○○○円を差し引いた○○○○○円が契約金額となったものです。

参　与　　１６５ページの１４３番についてご説明いたします。はじめに、権利の移転を受ける者が○○○○○○○○○○○○○○○○○となっておりますが、○○○○○に訂正をお願いいたします。農地の所在は、内小友○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、１筆です。農地の所有者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８２歳です。農地中間管理事業における借受人を変更する契約になります。利用権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○さんです。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

申出理由として、前の借受者である○○さんは○○さんの田を一括で借り受けて耕作していましたが、今般、当該農地が法人の耕作する田と合作になっていたことが分かったため、実際の耕作者へ権利を移転するものです。

参　与　　続きまして１６５ページから１６６ページの１４４番についてご説明いたします。農地の所在は、花館○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田９筆、計１０筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。農地の所有者は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、８６歳、外１名です。農地中間管理事業における借受人を変更する契約になります。利用権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、４３歳です。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

申出理由として、前借受人の○○○○さんと新耕作者の○○○○さんは親子で、親から子への経営移譲のため耕作者の名義を変更するものです。

参　与　　１６６ページ１４５番をご説明いたします。農地の所在は、清水○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田２筆、計３筆、合計面積○○○○○平方メートルです。農地の所有者は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん７１歳です。農地中間管理事業における、借受人を変更する契約になります。利用権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さんです。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

申出理由として、前の借受人の○○○○○さんは体調不良により経営規模縮小を考え、農地中間管理事業を利用して借り受けている当該農地の来作からの借り受けについて、近隣を耕作する○○、○○○○○○に相談したところこれに応じてくれたものです。

参　与　　１６６ページから１６７ページ、１４６番についてご説明いたします。農地の所在は、南外○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田４筆、畑２筆、計７筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。農地の所有者は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７０歳です。農地中間管理事業における借受人を変更する契約になります。利用権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん６７歳です。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

申出理由として、前借受人の○○○○○さんは労力不足から経営規模の縮小を希望しており、近隣を耕作し経営規模の拡大を希望する○○さんに相談したところ借受に応じてくれたものです。

参　与　　続きまして１４７番についてご説明いたします。農地の所在は、堀見内○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、１筆です。農地の所有者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○さんです。農地中間管理事業における借受人を変更する申請です。利用権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、５８歳です。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

申し出理由といたしまして、前借受人の○○○○さんは以前から耕作地のなかでこの１筆だけが離れていて耕作不便を感じており、近隣を耕作している○○○○さんに相談して話がまとまり受け手の変更をするものです。

参　与　　１６７ページの１４８番から１７０ページの１５４番までは、関連がありますので一括でご説明いたします。農地の所在は、太田町斉内○○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田１９筆、計２０筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。農地の所有者は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん９２歳、外９名です。農地中間管理事業における、借受人を変更する契約になります。利用権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さん、外２名１法人です。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

申出理由といたしまして、当該農地はこれまで○○○○○○○○○○○○○○○で耕作しておりましたが、このたび経営縮小のため借り受けている農地を解約し、その農地を地域の個人担い手と法人が権利の移転を受けるものであります。

事務局長　　その他の案件についてご説明させていただきます。議案第５号につきましては、ただいま説明いたしました１７件の外に、賃貸借権設定の新規８１件、更新４５件、使用貸借権設定の新規２件、更新１件がございます。

今回の賃貸借権設定における田の賃借料の金額でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○円から○○○○○○○円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　長　　無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議　長　　全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告についてを議題とします。

事務局長　　報告第１号、農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について

下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和７年１月１０日　提出

大仙市農業委員会　会長　細谷　精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与　　議案書の１７１ページをご覧ください。大曲地域の株式会社三太郎おじさんから報告がありました。報告書の内容につきましては、１７２ページから１７５ページに掲載のとおりとなります。報告書の内容を確認したところ、農地所有適格法人の要件を満たしているものと判断いたしました。法人報告については以上になります。

議　長　　以上報告といたします。

議　長　　本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。

事務局　　その他
（1）新春懇談会に出席される方の名札の返却について

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
無いようですので、以上をもちまして、第２０回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。本日は、ご苦労様でした。　(午後５時２１分　閉会)